会	長	会長代理	事務局長	係	長	主	查	係	員

## 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月1日(木)午前9時

2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階

3. 出席委員 (17名)

農業委員 (7名)

会長 8番 榊原 照博

1番 野口 敏春

2番 西村 正史

3番 川下 始

4番 川﨑 豊洋

5番 福江 晋

7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (10名)

笹本 和彦

池田 信文

江下 久子

田島 一昭

蕪竹 敏治

大岡 利昭

内田 圭一郎

浦田 進

内田 秀敏

田久保 孝一

欠席委員 (農業委員1名)

6番 市丸 義則

(推進委員0名)

## 4. 議事日程

報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長今田徹農地係長大岡寿憲主事増山心美

## 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	おはようございます。
	ただ今から第8回総会を開会いたします。
	本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員10名で、定数数に達してお
	りますので、総会は成立しております。
	今回の議事録署名者ですが、4番の川﨑委員と7番の中島委員よろしくお
	願いします。
	さっそく審議に入りたいと思います。
	本日の提出議案は、議案第24号6件、議案第25号1件となっています。
	それでは、引き続き報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約
	報告について、別紙関係人より解約報告を3件受理したので、事務局より報
	告をお願いします。
事務局	(解約報告)
※ 目	<b>主水口</b> の担告 20 位 1 0 之 1 之
議長	事務局の報告が終わりました。
	報告内容について何かご意見ございませんか。
	(なし)
	(/4 C)
議長	ご意見等ないようなので、報告第1号1番から3番について追加の指導等
HJX XX	は実施いたしません。
	続きまして、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請審議につ
	いて、別紙関係人より許可申請を受理したので、審議並びに意見を求めます。
	それでは1番について事務局の説明を求めます。
L	24. 11. 2 H 1 - 1 . 1 1 1/3/1/3 2 WENT C 11/1/2 OC / 0

#### 事務局

(議案説明)

なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第 3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進 委員から調査報告をお願いします。

#### 野口委員

28日に○○さん、○○さん、立会いのもと現地確認したところ、隣地が ちょうど○○さんの土地になっておりまして、○○さんだったらということ で、○○さんの方も快く受けてもらったということでした。

今後もそのまま田で米を耕作するということでした。

対価につきましても、両者ともこれでいいですということで、スムーズに 話が進んだところです。以上です。

# 池田推進委員

最初は、○○さんから作ってと依頼されたみたいですが、作るなら売って くれんねということで話がまとまったみたいです。以上です。

### 議長

調査報告が終わりました。

それでは、議案第24号1番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

## 議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第24号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

## 議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、1番は原案どおり認められました。

続きまして、2番について事務局の説明を求めます。

## 事務局

(議案説明)

なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第 3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員及び笹本推進 委員から調査報告をお願いします。

## 西村委員

1月30日に、譲り渡し人の○○さんが県外在住ということで、どうして も来れないということで、妹さんの○○さんと、譲受人の○○さん、笹本推 進委員の立会で現地確認をしました。

譲渡人については、県外在住なので、この農地については耕作が出来ない と話をされていました。

譲受人の○○さんですけども、当該農地のすぐ南側に家があるということで、すぐ家の前の田ということになります。

この当該農地の隣地が○○さんの土地で、一緒に耕作をされているという状況です。

家の前でもあるし、管理もしっかりとされている状況でした。以上です。

# 笹本推進 委員

1枚の田ですが、筆としては3筆に分かれていて、杭を打ってあったそうですが、今、その杭が見当たらないということでした。以上です。

## 議長

調査報告が終わりました。

それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

## 議長

異議なしと認め、議決を取ります。

議案第24号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお 願いします。

(挙手多数)

## 議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、2番は原案どおり認められました。

続きまして、3番について事務局の説明を求めます。

## 事務局

(議案説明)

なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第 3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員から調査報告をお願いします。

川下委員

1月28日、○○さんは県外におられるということで、○○さんと、○○ さん、田久保推進委員と確認をいたしました。

理由が親子間贈与とあるように、自分が年取っていつ死んでしまうか分からないということで、ちょっとでも早めにしたいということでした。 以上です。

議長

調査報告が終わりました。

それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。

中島委員

この田畑は、耕作をしてあるとですかね。

川下委員

畑については、全部みかん園です。 田については、荒れてきています。

西村委員

譲受人については、経営面積等はなしということで、全く農業をされていない状況の中での親子間贈与ということで、確かに面積要件等は、新規の時にはありませんよということになりましたけれども、従事日数とか、機械器具等の整備といった要件については、親子間贈与に関しては、特に考えなくても良いということでよろしいでしょうか。

事務局

今、使用している農機具等を全て○○さんからそのまま受け継ぐという形をとりますので、申請を受付しています。

それと、○○さんは、作業的には○○さんの土地でお手伝いをされていて、 農作業歴も10年以上ということですので、農業の方は大丈夫と判断してい ます。

議長

他にありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決を取ります。

議案第24号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお

願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、3番は原案どおり認められました。

続きまして、4番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第 3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員および笹本推 進委員から調査報告をお願いします。

西村委員

1月30日に、○○さんが町外在住で立ち会えないということで、代わりにお母さんの○○さんと、○○さんと笹本推進委員と私で現地確認をしました。

譲渡人は、父である○○さんが亡くなられてから、一部を貸しながら、農業は何もしてませんといったことを話していました。

○○さんについては、みかんを主に耕作しているということで、経営規模 の拡大と聞いています。

対価について、30年以上前に、〇〇さんのお父さんがお支払いを済ませていたということで、名義だけがまだ変わってなくて今の状況になっているというふうなことを話されておりました。

金額はいくらほどか聞いたところ、亡くなってしまっているため、当時の 金額については分かりませんということでした。

この農地につきましては、近くに〇〇さんの畑がありましてみかんを作られているため、十分な管理も行き届くというふうに考えています。

それと、早垣の方ですけれども、今、現在みかん植えてありまして、特に 問題はないと考えています。

以上です。

笹本推進

西村委員の言われたとおりです。以上です。

委員

議長調査報告は終わりました。

それでは議案第24号4番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第24号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、4番は原案どおり認められました。

続きまして、5番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第 3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員および池田 推進委員から調査報告をお願いします。

野口委員

池田推進委員と1月28日に調査しておりまして、譲渡人3名のうち2名は、県外在住ということで○○さんに一任されているということでした。

譲受人の○○さん、4名で確認を行ったところです。

農地については、米、野菜等を耕作されていましたけど、一部は、丘陵地になってて、機械関係を入れるのが難しいところは、今後、手続き関係が済んだら、竹を切ってから対応していきたいという話をされてました。

それと、○○さんも○○さんも、内容については、了解されているということです。以上です。

池田推進

詳しく説明してもらって補足はありません。

委員

議長

調査報告が終わりました。

それでは5番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

#### 議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第24号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお 願いします。

#### (挙手多数)

## 議長

挙手多数と確認をいたしました。

したがって、5番は原案どおり認められました。

続きまして、6番について事務局の説明を求めます。

#### 事務局

(議案説明)

なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第 3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員および内田推 進委員から調査報告をお願いします。

## 福江委員

27日に、内田推進委員と私と○○行政書士と3人で、現地確認をしてきました。

現地は、どこも今は草が生えていたんですけど、会社で使用する玉ねぎを 作るということで、機械を入れればすぐ耕作できる状態でした。

対価について、なんでこんなに高いのかを確認したんですけど、双方全て 合意の上ということでした。

以上です。

# 内田推進 委員

いろいろなことを一括して、こういう金額になったということで聞いています。以上です。

## 議長

調査報告が終わりました。

それでは6番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

## 議長

異議なしと認め、議決を取ります。

議案第24号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお

願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、6番は原案どおり認められました。

続きまして、議案第25号、農業経営基盤強化推進法に基づく農用地利用 集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 による賃借権および使用貸借権設定について、町長より農用地利用集積計画 書を受理したので、審議並びに意見を求めます。

それでは1番について事務局より説明を求めます。

事務局

(議案説明)

以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された川﨑農業委員および内田推 進委員から調査報告をお願いします。

川﨑委員

内田推進委員と、先月同席のもと、現地確認して参りました。

ここは、ブドウを栽培予定で苗を植えてある状況です。

令和6年度事業でハウスを建てる予定で、今回、所有者が○○で、耕作するのは、○○なんで、借地権の設定をしておきましょうということで、今回申請を出してあります。

近隣にもハウスがあり、適切な耕作ができると思います。以上です。

内田推進 委員 現地に行ってきましたけど、周りもぶどうハウスが建っている中で、拡大 されるというなんで、施設団地という形になっています。

我が町の、今後の果樹推進の牽引役になってもらえればと思っています。

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第25号1番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め議決を取ります。

議案第25号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお 願いします。

(挙手多数)

#### 議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって、1番は原案どおり認められました。

以上で、本日の議案の審議並びに協議事項、報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件についてご発言があれば挙手をお願いいたします。

(なし)

#### 議長

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうご ざいました。お疲れ様でした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 6 年 2 月 1 日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 川 﨑 豊 洋

議事録署名者 中島政秀